

5資審第64号  
令和6年2月9日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和5年12月18日付け5消安第5308号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分である2, 4-Dの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
大麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
小麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.5</u>	<u>2</u>
ライ麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
牧草	<u>260</u>	<u>400</u>

- ・ 下線は改正部分。
- ・ 名称について、「2, 4-D」は「2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸」に変更する。